

# 美里町地域防災計画 資料編

令和5年4月

美里町防災会議



## 資料編 目次

資料1	美里町防災会議条例	1
資料2	美里町災害対策本部条例	3
資料3	防災関係機関連絡先一覧	4
資料4	山腹崩壊危険地区指定状況	5
資料5	崩壊土砂流出危険地区の指定状況	5
資料6	土石流危険溪流箇所表	5
資料7	急傾斜地崩壊危険箇所表	6
資料8	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の状況	6
資料9	文化財一覧	7
資料10	救助の方法、程度、期間早見表	8
資料11	町防災行政無線一覧	11
資料12	町消防団・美里分署の概況	12
資料13	非常緊急通話一覧（災害時優先電話一覧）	12
資料14	農業集落排水・公共下水道の状況	13
資料15	町内緊急輸送道路一覧表	13
資料16	町内医療機関一覧	14
資料17	公共避難所施設・避難場所一覧	14
資料18	水道給水工事指定店一覧	15
資料19	応急仮設住宅建設可能用地一覧	18
資料20	防災重点ため池一覧	18
資料21	災害時協定書一覧	19
資料22	生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付（県社協）	21
資料23	生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付（県社協）	21
資料24	災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付（住宅金融公庫）	21
資料25	災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付（住宅金融公庫）	22
資料26	災害弔慰金の支給	22
資料27	災害障害見舞金の支給	22
資料28	災害援護資金の貸付	23
資料29	経営安定化資金（災害復旧資金：県産業労働部）	23
資料30	天災融資法に基づく資金融資（県農林部）	24
資料31	農林漁業金融公庫災害復旧施設資金	24
資料32	農林漁業金融公庫・農業経営維持安定化資金（災害資金）	24
資料33	埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	25
資料34	農業災害補償（農業共済組合）	25
資料35	被災者生活再建支援制度（概要）	26
資料36	様式：発生速報	30
資料37	様式：経過速報	31
資料38	様式：被害状況調	32

資料39	様式：災害救助被災者調査原票.....	34
様式40	様式:救助の特例等申請様式.....	35
資料41	様式：り災証明書.....	48
資料42	緊急通行車両等様式.....	49

## 資料 1 美里町防災会議条例

### ○美里町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 20 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、美里町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、4 人、1 人、8 人、2 人及び 2 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 44 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 資料2 美里町災害対策本部条例

○美里町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 20 日  
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、美里町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

資料3 防災関係機関連絡先一覧

機関名	所在地	電話番号
(県)		
危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8131
北部地域振興センター本庄事務所	本庄市朝日町 1-4-6	0495-24-1110
児玉福祉保健総合センター/本庄保健所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
本庄農林振興センター	本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6156
寄居林業事務所	寄居町寄居 1587-1	048-581-0123
本庄県税事務所	本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6153
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2800
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光 1-8-30	048-521-1274
(警察)		
児玉警察署	本庄市児玉町児玉 1470 番地 1	0495-72-0110
児玉警察署東児玉駐在所	美里町大字下児玉 1239 番地 6	0495-76-1178
児玉警察署大沢駐在所	美里町大字白石 1195 番地 5	0495-76-0442
(指定地方行政機関)		
熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911
国土交通省関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-3151
熊谷公共職業安定所本庄出張所	本庄市中央 2-5-1	0495-22-2448
(指定公共機関)		
東日本旅客鉄道(株)松久駅	美里町大字甘粕 143-1	-
東日本電信電話(株)埼玉事業所	熊谷市末広 1-13	048-626-6623
日本郵政(株)美里郵便局	美里町大字甘粕 1-2	0495-76-1301
日本郵政(株)美里東児玉郵便局	美里町大字阿那志 266-5	0495-76-1331
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHK さいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
日本通運(株)埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	048-822-1261
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波 1-113	048-538-5014
(指定地方公共機関)		
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
(公共的団体)		
埼玉ひびきの農業協同組合美里支店	美里町大字木部 329-3	0495-76-3131
こだま森林組合	神川町大字下阿久原 188-1	0274-52-2266
美里町社会福祉協議会	美里町大字木部 574	0495-76-3601
美里町商工会	美里町大字木部 323-3	0495-76-0144
本庄市児玉郡医師会	本庄市小島 6 丁目 8 番 8 号	0495-21-3511
本庄市児玉郡歯科医師会	本庄市中央 51-5-2	0495-24-6166
(消防)		
児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田 904-3	0495-24-0119
児玉郡市広域消防本部美里分署	美里町大字木部 323 番地 5	0495-76-1190

**資料4 山腹崩壊危険地区指定状況**

整理番号	箇所名	大字	小字	面積
755	中畝	円良田	中畝	1 ha
756	峯	円良田	峯	1 ha
757	権現塚	円良田	権現塚	2 ha
758	宮下	白石	宮下	1 ha
759	細田入	円良田	細田入	1 ha
760	新田	白石	新田	1 ha
761	川端	白石	川端	1 ha

※資料 埼玉県資料 令和2年11月

**資料5 崩壊土砂流出危険地区の指定状況**

整理番号	箇所名	大字	小字	面積
744	粉木	広木	大林	0.2 ha
745	広木	広木	八木原	0.8 ha
746	大槻	白石	大月	2.9 ha
747	ヌカリ谷	円良田	ヌカリ谷	0.4 ha
748	猪俣	猪俣	猪俣	2.4 ha
749	正円寺	猪俣	猪俣	1.5 ha

※資料 埼玉県資料 令和2年11月

**資料6 土石流危険溪流箇所表**

溪流番号	溪流名	地区名	溪流番号	溪流名	地区名
381-I-001	光厳寺沢	白石	381-II-004	白石沢	円良田
381-I-002	新地沢	円良田	381-II-005	円良田川支溪1号	円良田
381-I-003	鬼の田沢支溪北	円良田	381-II-006	新地沢北	円良田
381-I-004	保入沢支溪南	円良田	381-II-007	円良田川支溪2号	円良田
381-I-005	保入沢支溪北	円良田	381-II-008	円良田川支溪3号	円良田
381-I-006	水境川支溪	白石	381-II-009	鬼の田沢支溪南	円良田
381-I-007	万場川支溪	白石	381-II-010	円良田川支溪4号	円良田
381-I-008	前山沢	阿那志	381-II-011	天神川支溪1号	白石
381-II-001	湯本川支溪東	湯本	381-II-012	天神川支溪2号	白石
381-II-002	湯本川支溪西	湯本	381-II-013	広木沢	広木
381-II-003	湯本川	湯本			

※資料 埼玉県資料 平成24年4月

**資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所表**

箇所番号	箇所名	大字	地区名	自然／人工
11107-I-0412	円良田	円良田	保入	自然
11107-II-0130	前山-3	関	前山	人工
11107-II-0113	円良田23区	円良田	円良田23区	自然
11107-II-0114	関2区	関	関2区	自然
11107-II-0117	粉木-1	広木	粉木	自然
11107-II-0119	白石-1	白石	白石	自然
11107-II-0120	白石-2	白石	白石	自然
11107-II-0121	白石-3	白石	白石	自然
11107-II-0122	白石-4	白石	白石	自然
11107-II-0131	粉木-2	広木	粉木	自然
11107-II-0132	湯本-2	白石	湯本	自然
11107-II-0133	阿那志南3区-4	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-II-0134	小栗-2	猪俣	小栗	自然
11107-III-0077	阿那志	阿那志	阿那志	自然
11107-III-0078	阿那志南3区-1	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-III-0080	阿那志南3区-3	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-III-0081	下児玉6区	下児玉	下児玉6区	自然
11107-III-0082	甘粕14区	甘粕	甘粕14区	自然
11107-III-0083	関2区	関	関2区	自然
11107-III-0084	川輪	関	川輪	自然
11107-III-0085	古郡13区	古郡	古郡13区	自然
11107-III-0087	小栗	猪俣	小栗	自然
11107-III-0088	南十条8区-1	南十条	南十条8区	自然
11107-III-0089	南十条8区-2	南十条	南十条8区	自然
11107-III-0090	湯本-1	白石	湯本	自然
11107-III-0091	湯本-2	白石	湯本	自然
11107-III-0092	湯本-3	白石	湯本	自然
11107-III-0093	白石	白石	白石	人工

※資料 埼玉県資料 平成24年4月

**資料 8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の状況**

区域名	大字	指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日
円良田	円良田	2.19	467・418	S 52.4.5 H 7.3.24

※資料 埼玉県資料 令和2年11月

## 資料9 文化財一覧

NO	指定	指定年	文化財の名称	所在地	所有・保持者(管理者)
1	国	S 6	水殿瓦窯跡	沼上	美里町(沼上区長)
2	国	S 62	猪俣の百八燈	猪俣	猪俣百八燈保存会
3	県	S 26	十条条理遺跡	南十条	美里町(南十条区長)
4	県	S 30	陽嶽元照和尚画像	広木	大興寺
5	県	S 52	駒衣の伊勢音頭	駒衣	駒衣伊勢音頭保存会
6	県	S 36	さらし井	広木	広木区長
7	県	S 36	万葉遺跡 伝大伴真足女遺跡	広木	広木区長
8	県	S 38	猪俣小平六の墓	猪俣	猪俣区長
9	県	S 50	長坂聖天塚古墳	関	美里町(関区長)
10	県	S 51	長坂聖天塚古墳出土品	美里町	美里町
11	県	S 29	太刀 銘「守家」	甘粕	個人所有
12	町	S 29	義民兵内の墓	関	関区長
13	町	S 29	関の獅子舞	関	関獅子舞保存会
14	町	S 29	川輪の神楽	関	川輪神楽保存会
15	町	S 29	阿弥陀如来像	広木	常福寺
16	町	S 29	安光寺の梵鐘	古郡	安光寺(古郡区長)
17	町	S 29	毘沙門山御野立場	駒衣	駒衣区長
18	町	S 37	正観寺の天井絵	白石	正観寺
19	町	S 37	新井の木斛	阿那志	南阿那志区長
20	町	S 37	正円寺の鯿口	猪俣	正円寺(猪俣区長)
21	町	S 41	光勝寺白衣観音	阿那志	光勝寺
22	町	S 41	時鳴鐘	沼上	個人所有
23	町	S 42	戦国時代の乗鞍	猪俣	個人所有
24	町	S 48	制札	広木	個人所有
25	町	S 48	水帖	古郡	個人所有
26	町	S 48	仏画陀羅	関	長勝院
27	町	S 48	三舟の書	北十条	個人所有
28	町	S 55	寺戸の檜	広木	広木共有財産管理組合長(広木区長)
29	町	S 56	脇差 銘 武州住長高作	北十条	個人所有
30	町	S 57	大太刀みかの丸	広木	みか神社
31	町	S 59	應安板碑	白石	宗清寺
32	町	S 59	広木大町古墳群	広木	広木区長(美里町)
33	町	S 59	広木屋台(山車)	広木	広木区長
34	町	S 60	書割	広木	個人所有
35	町	H 7	柳圃作 山水図三点	白石	個人所有
36	町	H 13	白石久保2号墳 馬形埴輪	美里町	美里町
37	町	H 13	猪俣南2号墳 人物埴輪	美里町	美里町
38	町	H 15	那賀郡十四箇村申合一札之事	広木	個人所有
39	町	H 15	武蔵國那賀郡猪俣村検地小栗組御水帳	猪俣	個人所有
40	県選 択 町	H 18	広木万場の道祖神焼き	広木	広木万馬の道祖神焼き保存会
41	町	H 25	兵内くどき	関	兵内くどき保存会
42	町	H 28	秋蚕の碑	木部	個人所有
43	町	H 31	伝鎌倉街道跡	大仏	美里町
44	町	R 1	木造 釈迦如来坐像	甘粕	多宝寺

※平成31年4月1日現在

資料10 救助の方法、程度、期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
建設型応急住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることできない者	1 規格：1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額：1戸当たり5,610,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日あたり 1,140円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4~9月)冬季(10~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算		
		全壊 全焼 流失	夏 18,500	冬 23,800	夏 35,000	冬 39,700	夏 55,200	冬 64,500	夏 81,200	冬 11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏 6,000	冬 8,100	夏 12,200	冬 14,800	夏 18,700	冬 21,100	夏 27,100	冬 3,500

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部の生徒も含む。）及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から教科書1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗淨、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一 [既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,300円以内 検 [救護班以外は 案 慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,200円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,400円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 救急救命士 14,600円以内 大工 24,700円以内 左官 25,900円以内 とび職 25,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料11 町防災行政無線一覧

無線局の種別	呼称	所在地	備考
基地局	ぼうさいみさと	美里町大字木部 323 番地 1	役場
基地局	ぼうさいみさと	美里町大字木部 323 番地 5	美里分署
同報受信所	関第 3	美里町大字関 32 番地	
同報受信所	芝原	美里町大字根木 214 番地 1	
同報受信所	関第 2	美里町大字関 263 番地	
同報受信所	関	美里町大字関 460 番地 2	
同報受信所	倉柱	美里町大字関 1113 番地	
同報受信所	上川輪	美里町大字阿那志 1457 番地 1	
同報受信所	元阿那志	美里町大字阿那志 561 番地 1	
同報受信所	下十条	美里町大字阿那志 358 番地	
同報受信所	下十条第 2	美里町大字阿那志 235 番地	
同報受信所	小茂田	美里町大字小茂田 510 番地 5	
同報受信所	川原崎	美里町大字下児玉 544 番地 2	
同報受信所	殿ヶ谷戸	美里町大字下児玉 1093 番地 2	
同報受信所	北十条	美里町大字北十条 34 番地	
同報受信所	沼上	美里町大字沼上 588 番地 2	
同報受信所	沼上第 2	美里町大字沼上 283 番地	
同報受信所	広木	美里町大字広木 1325 番地 1	
同報受信所	粉木	美里町大字広木 1636 番地	
同報受信所	広木新田	美里町大字広木 521 番地 2	
同報受信所	和田	美里町大字駒衣 1672 番地 2	
同報受信所	和田第 2	美里町大字駒衣 1741 番地	
同報受信所	木部	美里町大字木部 523 番地	
同報受信所	甘粕第 2	美里町大字甘粕 605 番地 2	
同報受信所	湯栃第 16 区	美里町大字猪俣 3257 番地 4	
同報受信所	小栗	美里町大字猪俣 882 番地	
同報受信所	猪俣第 2	美里町大字猪俣 3019 番地 2	
同報受信所	猪俣	美里町大字猪俣 2405 番地 1	
同報受信所	湯本	美里町大字白石 2886 番地	
同報受信所	白石第 3	美里町大字白石 3008 番地	
同報受信所	白石	美里町大字白石 202 番地 1	
同報受信所	白石第 2	美里町大字白石 2674 番地 1	
同報受信所	大仏	美里町大字白石 981 番地 2	
同報受信所	円良田	美里町大字円良田 221 番地 1	
同報受信所	南十条	美里町大字南十条 343 番地	
同報受信所	向井田	美里町大字阿那志 745 番地 1	
同報受信所	甘粕第 3	美里町大字甘粕 130 番地 1	
同報受信所	美里町コミュニティセンター	美里町大字甘粕 343 番地	
同報受信所	摩訶池	美里町大字広木 483 番地	
同報受信所	大仏第 2	美里町大字白石 1135 番地	
同報受信所	小栗	美里町大字猪俣 882 番地	

**資料12 町消防団・美里分署の概況**

① 消防団の構成

(令和5年4月1日)

団名	団員(定数)	分団数
美里町消防団	102人	5

② 消防団の主な装備

(令和5年4月1日)

種別	数量	備考
消防ポンプ自動車	3台	
小型動力ポンプ積載車	2台	

③ 美里分署の主な装備

(令和5年4月1日)

種別	数量	備考
災害対応水槽付消防ポンプ自動車	1台	
救急自動車	1台	
連絡車	1台	

**資料13 非常緊急通話一覧(災害時優先電話一覧)**

(令和5年4月1日)

電話番号	設置場所	住所	備考
76-0335	美里町立東児玉小学校	阿那志 33 番地	
76-0379	美里町立美里中学校	駒衣 1115 番地 1	
76-1355	美里町立松久小学校	駒衣 341 番地 2	
76-1118	美里町役場建設水道課上下水道係	木部 323 番地 1	
76-0390	美里町立大沢小学校	猪俣 3019 番地 2	
76-1114	美里町役場	木部 323 番地 1	
76-1115			
76-1111			
76-3431	美里町コミュニティセンター	甘粕 343 番地	
76-0204	美里町遺跡の森館	木部 574 番地	

**資料14 農業集落排水・公共下水道の状況**

①農業集落排水

(令和5年4月1日)

地区名	供用年度	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	供用率 (%)
十条	平成7年度	770	18.0	88.0
小栗	平成7年度	310	17.0	94.4
広木	平成9年度	1,000	37.0	84.4
沼上	平成10年度	1,360	25.0	71.3
円良田	平成10年度	270	6.0	71.7
駒衣	平成16年度	2,950	73.0	74.0
南部中央	平成23年度	2,390	106.0	55.4
第3処理分区	平成25年度	1,330	64.0	23.4

②公共下水道の状況

(令和5年4月1日)

地区名	供用年度	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	供用率 (%)
第3処理分区	平成25年度	1,330	64.0	23.4

**資料15 町内緊急輸送道路一覧表**

緊急輸送道路名	区間	延長
町道1級2号線全線	国道254号から児玉町境まで	4.3km
町道1級3号線全線	県道本庄寄居線から町道1級2号線まで	1.4km
町道1級5号線全線	県道本庄寄居線から町道1級8号線まで	1.3km
町道2級1号線の一部	国道254号から大沢小学校まで	0.5km
町道2級20号線全線	県道熊谷児玉線から児玉町境まで	4.6km
町道2級19号線全線	町道1級3号線から町道1級5号線まで	0.4km
町道1331号線の一部	国道254号から町道1級8号線まで	0.6km

**資料16 町内医療機関一覧**

名称	所在地	電話
うめだクリニック	美里町大字広木 970 番地	76-4151
千田医院	美里町大字根木 107 番地 1	76-0041
美里クリニック	美里町大字阿那志 225 番地 1	76-0032
南美里診療所	美里町大字甘粕 528 番地 3	76-3703
下山歯科診療所	美里町大字小茂田 405 番地 5	76-3530
杉田歯科医院	美里町大字甘粕 685 番地	76-3855
美里歯科医院	美里町大字根木 231 番地	76-4666
深町歯科医院	美里町大字小茂田 313 番地 7	76-5544

**資料17 公共避難所施設・避難場所一覧**

①緊急避難場所

名称	所在地	収容地域	収容可能人員(人)	施設延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
東児玉小学校	阿那志 33 番地	東児玉	1,220	4,085	避難所を兼ねる
松久小学校	駒衣 341 番地 2	松久	1,030	3,416	避難所を兼ねる
大沢小学校	猪俣 3019 番地 2	大沢	930	3,110	避難所を兼ねる
美里中学校	駒衣 1115 番地 1	東児玉	2,366	8,045	避難所を兼ねる
美里体育広場	根木 8 番地	東児玉	3,041	10,340	
東児玉公民館	根木 33 番地 2	東児玉	117	400	避難所を兼ねる
松久公民館	木部 124 番地 1	松久	102	350	避難所を兼ねる
大沢公民館	猪俣 3010 番地 1	大沢	97	333	避難所を兼ねる

②避難所(避難施設)

名称	所在地	収容地域	収容可能人員(人)	施設延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
東児玉小学校	阿那志 13 番地	東児玉	268	912	体育館
松久小学校	駒衣 341 番地 2	松久	233	795	体育館
大沢小学校	猪俣 3019 番地 2	大沢	174	594	体育館
美里中学校	駒衣 1115 番地 1	東児玉	502	1,707	体育館
東児玉公民館	根木 33 番地 2	東児玉	41	140.5	ホール、和室
松久公民館	木部 124 番地 1	松久	42	144.26	ホール、和室
大沢公民館	猪俣 3010 番地 1	大沢	38	131.96	ホール、和室

## 資料18 水道給水工事指定店一覧

(令和5年4月1日)

指定番号	郵便番号	所在地	事業所名	電話番号
1	367-0105	美里町大字沼上 207-1	(有)鈴木水道工業所	0495-76-1306
2	367-0119	美里町大字駒衣 427-1	(有)市川電気商会	0495-76-0126
3	367-0108	美里町大字下児玉 625-2	北野水道設備	090-1435-4191
10	367-0111	美里町大字古郡 930	内田設備工事(株)	0495-76-2522
16	367-0117	美里町大字白石 1452-16	(株)坂井住設	0495-76-4833
21	367-0015	本庄市牧西 49-2	(株)オカ住設	0495-22-4002
22	367-0046	本庄市栄 1-6-12	マルキ工業(株)	0495-21-0349
23	367-0223	本庄市児玉町塩谷 587-1	(株)細田設備工業	0495-72-0909
24	367-0212	本庄市児玉町児玉 350-2	(有)今井住設	0495-72-1894
26	367-0212	本庄市児玉町児玉 2444-12	(株)田島ポンプ工業	0495-72-0210
27	367-0212	本庄市児玉町児玉 2293-15	(株)たじま住宅設備	0495-72-7771
31	367-0212	本庄市児玉町児玉 2672-2	(有)野村電機商会	0495-72-0487
33	367-0233	神川町大字二ノ宮 660-1	(有)新井設備工業	0495-77-3452
35	368-0061	秩父市小柱 500-1	(有)黒澤水道設備	0494-63-2131
36	369-0306	上里町七本木 1701-5	(有)吉広	0495-33-6842
37	367-0047	本庄市前原 2-3-18	長沼設備工業(株)	0495-24-2434
38	367-0045	本庄市柏 1-1-2	(有)山口電機工業所	0495-24-3511
39	367-0053	本庄市中央 2-7-15	(有)清水工業	0495-23-4550
40	366-0817	深谷市柏合 681-1	(株)観水	048-571-3119
41	369-1241	深谷市武蔵野 2251-1	(有)ムサン電気設備	048-584-0410
42	370-0069	群馬県高崎市飯塚町 1174-5	藤田エンジニアリング(株)	027-361-1111
46	365-0052	鴻巣市登戸 341-1	(有)関根設備	048-597-1244
47	367-0044	本庄市見福 2-20-19	加納設備(株)	0495-24-5655
50	366-0041	深谷市東方 3557-12	(有)深谷設備工業所	048-572-3098
51	367-0242	神川町大字原新田 1097-1	関東日精(株)	0495-77-3850
52	367-0043	本庄市緑 2-1-2	(株)高橋設備	0495-21-3563
58	367-0202	本庄市児玉町下浅見 426-1	中工業所	0495-72-2240
61	369-0305	上里町大字神保原町 331-8	(有)堀込設備	0495-33-0959
64	369-1241	深谷市武蔵野 694	松本機工商会	048-584-1146
67	367-0025	本庄市西五十子 333-13	(有)横堀設備	0495-21-3406
69	360-0816	熊谷市石原 1-122	(株)タキザワ	048-521-5028
70	367-0244	神川町大字八日市 761-6	(有)神流設備	0495-77-3089
71	367-0105	美里町大字沼上 85-2	(有)へんみ設備	0495-76-4120
73	367-0244	神川町大字八日市 811-1	(株)児玉設備工業	0495-77-4811

指定 番号	郵便番号	所在地	事業所名	電話番号
75	367-0055	本庄市若泉 1-11-30	温井住設(株)	0495-23-3377
76	360-0026	熊谷市久下 1692-4	(有)中村フィクセル	048-522-5490
77	369-1242	深谷市北根 384	(有)宇野設備	048-584-3641
78	367-0022	本庄市日の出 1-5-7	真下建設(株)	0495-22-2154
81	367-0022	本庄市日の出 2-1-46	(株)関口組	0495-21-2010
83	369-0306	上里町大字七本木 1809	(株)平成	0495-34-3333
84	369-1201	寄居町大字用土 5738-2	井上設備	048-584-0862
87	369-1217	寄居町大字小園 548	(有)石田設備	048-581-2562
88	369-0301	上里町大字金久保 699-20	天田設備工業	0495-34-0440
102	367-0061	本庄市小島 2-13-15	(有)アクア	0495-23-2433
103	367-0217	本庄市児玉町八幡山 624-3	大塚設備(株)	0495-72-8580
105	367-0211	本庄市児玉町吉田林 347 - 5	(有)根岸設備	0495-76-5778
108	369-0201	深谷市岡 2-14-17	内田設備	048-585-2427
109	366-0016	深谷市新井 423-2	(株)飯島水道設備	048-572-8258
110	367-0221	本庄市児玉町保木野 372-1	間宮設備	0495-72-8318
111	369-0306	上里町大字七本木 2993-1	(株)SAKURAI	0495-35-3955
112	370-1301	群馬県高崎市新町 2330-5	針谷工事(株)	0274-42-0449
113	366-0025	深谷市寿町 177	(株)吉岡設備	048-572-3416
116	366-0041	深谷市東方町 2-7-13	ツカサエンジニアリング サービス	048-572-7138
118	366-0817	深谷市柏合 1063	(有)深谷機工	048-571-3716
119	367-0234	神川町大字池田 157-1	野村設備	0495-77-1503
120	372-0825	群馬県伊勢崎市戸谷塚町 92-1	(有)ソーケー	0270-31-2875
121	371-0812	群馬県前橋市広瀬町 1-9-9	(株)小熊工業	027-261-1229
122	369-0301	上里町大字金久保 217	(有)石井設備	0495-33-2068
123	361-0056	行田市持田 3-6-7	アグゼ(株)	048-555-3459
124	369-0313	上里町大字堤 333-2	戸矢設備	0495-33-9239
125	369-1246	深谷市小前田 1883	(有)相互設備	048-584-0638
126	367-0061	本庄市小島 4-6-7	タカイチ設備(株)	0495-71-7576
127	350-0804	川越市大字下広谷 512-1	(株)小高設備	049-239-3900
128	360-0816	熊谷市石原 323-4	(有)石原住宅設備	048-522-2807
130	367-0215	本庄市児玉町長沖 47-1	清水ポンプ	0495-72-2802
131	355-0008	東松山市大谷 4864-4	晴耕設備	0493-39-5979
132	360-0117	熊谷市上新田 411	(有)笠原設備工業所	048-536-3662
133	369-1234	寄居町大字折原 785-4	(株)太水	048-598-8440
134	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 2-286	(株)アイダ設計	048-726-8613

指定 番号	郵便番号	所在地	事業所名	電話番号
135	355-0806	滑川町大字伊古 158 - 1	(有)平設備	0493-57-1157
136	372-0022	群馬県伊勢崎市日乃出町 703 - 5	(株)エム・エス・ケー	0270-30-3456
137	367-0063	本庄市下野堂 651-7	(有)新成建設	0495-24-3574
138	370-0033	群馬県高崎市中大類町 440-3	(株)会社アクア	027-353-1012
139	367-0216	本庄市児玉町金屋 1299-10	野澤設備	0495-72-3238
140	367-0051	本庄市本庄 2-7-3-512	INOUE 工業	0495-24-2307
141	326-0143	栃木県足利市葉鹿町 147-2	(株)シー・アール・エス	0284-62-5551
142	367-0022	本庄市日の出 3-1-12	(有)堀野住宅設備	0495-24-5300
143	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	(株)イースマイル	06-6631-7449
145	366-0818	深谷市萱場 759-3	(株)たべい	048-571-0466
146	350-1138	川越市中台元町 1-5-15	(有)湯山設備工業所	049-242-5064
147	367-0204	本庄市児玉町児玉蛭川 389	蛭川設備	0495-72-2064
148	366-0801	深谷市上野台 2935-4	(株)深谷電気工事	048-571-4155
149	369-1301	長瀬町大字矢那瀬 458	添田設備	0494-66-1693
150	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	(株)クラシアン	048-668-6911
151	370-2213	群馬県甘楽郡甘楽町白倉 2323	吉田設備	0274-74-3478
152	370-0614	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤掘 3706	(有)橋本設備工業	0270-88-4060
153	367-0212	本庄市児玉町児玉 2129-1	永尾設備	0495-72-0929
154	367-0035	本庄市西富田 802-1	津金システムホーム	0495-24-3128
155	150-0011	東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 12F	(株)交換できるくん	03-6427-5381
156	366-0005	深谷市町田 462-4	岡崎設備	048-587-3459
157	368-0056	秩父市寺尾 2047-5	クロサワ住設	0494-22-6882
158	350-0209	坂戸市塚越 237-13	(有)アイル設備工業	049-282-4294
159	361-0043	行田市深水町 2-28	(有)田中設備	048-554-2416
160	367-0212	本庄市児玉町児玉 65	(株)まつむら設備	0495-72-8331
161	361-0023	行田市長野 5-16-1	森設備(株)	048-556-2300
162	367-0115	美里町大字猪俣 2963-1	(株)sunakenn	0495-71-8101
163	369-1241	深谷市武蔵野 3712-2	(有)花園電設	048-584-4247
164	361-0021	行田市富士見町 1-9-3	(株)ハウスプラミングエンタープライズ	048-564-0166
165	376-0001	群馬県桐生市菱町 2-1802-1	ケアライフ(株)	0120-54-0805
166	376-0001	群馬県桐生市菱町 2-1788-3	(有)サービスショップコア	0277-43-1296
167	368-0864	秩父市品沢 205	(有)雄企	0494-62-0100
168	369-1802	秩父市荒川上田野 1678-13	(有)キヨカワ設備	0494-54-1042

指定番号	郵便番号	所在地	事業所名	電話番号
169	564-0052	大阪府吹田市広芝町 6-10	(株)クリーンライフ	06-6821-6133
170	350-0209	坂戸市塚越 1203-2	BEST	049-277-4072
171	355-0156	比企郡吉見町大字長谷 722-20	K 設備	0493-54-6362
172	350-0809	川越市鯨井新田 45-2	(株)彩水設備	049-298-6130
173	360-0041	熊谷市宮町 2-155	(有)棚澤住設	048-522-6660
174	365-0051	鴻巣市宮前 38-20	(有)シンセイ	048-598-4134
175	363-0027	桶川市川田谷 6654-1	(株)新井管工事	048-787-8181
176	350-1215	日高市高萩東 3-4-19	(有)八木沢設備	042-989-7679

**資料19 建設型応急住宅建設可能用地一覧**

名称	面積	所在地	建設可能戸数
美里町中学校サッカー場	11,594 m <sup>2</sup>	美里町大字駒衣 1114 番地	165 戸
体育広場	9,000 m <sup>2</sup>	美里町大字根木 8 番地	128 戸

**資料20 防災重点ため池一覧**

名称	所在地	貯水量
雷坂溜池	美里町大字阿那志 1729 付近	8,000 m <sup>3</sup>
摩訶池	美里町大字広木 468	46,000 m <sup>3</sup>
古沼	美里町大字駒衣 17	34,000 m <sup>3</sup>
谷池	美里町大字木部 51	1,800 m <sup>3</sup>
新田池	美里町大字中里 163	6,000 m <sup>3</sup>
普門寺池	美里町大字猪俣 636	14,800 m <sup>3</sup>
堂の池	美里町大字白石 2290-1	2,100 m <sup>3</sup>
水境池	美里町大字白石 2680	2,000 m <sup>3</sup>
諏訪池	美里町大字猪俣 3376	8,000 m <sup>3</sup>
正円寺池	美里町大字猪俣 2036-2	9,600 m <sup>3</sup>
坊入池	美里町大字猪俣 1568	6,400 m <sup>3</sup>
諸倉池	美里町大字猪俣 1630	3,600 m <sup>3</sup>
桐ヶ谷池	美里町大字猪俣 1886	4,700 m <sup>3</sup>

資料21 災害協定一覧

県内自治体

名称	締結先
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県災害対策課、埼玉県内市町村
埼玉県防災情報システム端末の設置に関する協定	埼玉県知事
災害時要支援者データの情報提供に関する協定書	児玉郡市広域市町村圏組合
災害時における相互応援に関する協定書	戸田市

県外自治体

名称	締結先
災害時における相互応援に関する協定	関東各都県町村会
ささつな自治体協議会 防災研究・災害支援協定	ささつな自治体協議会

警察関連

名称	締結先
大規模災害発生時における美里町の所有する施設の一時使用に関する協定書	児玉警察署

消防関連

名称	締結先
埼玉県広域消防相互応援協定	県内市町村、一部事務組合
児玉郡市広域消防相互応援協定書	児玉郡市管内市町村
消防団相互応援協定書	寄居町
消防団相互応援協定書	深谷市

指定地方行政機関

名称	締結先
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局

公共的団体

名称	締結先
災害時の医療活動に関する協定書	本庄市児玉郡歯科医師会
災害時応急措置の協力に関する協定書	美里産業交友会防災対策協力組織
災害時における災害応急復旧工事に関する協定書	美里町商工会
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合
災害時応急工事等に関する協定書	(社)埼玉県建設業協会児玉支部
災害時における物資供給等の協力に関する協定	埼玉ひびきの農業協同組合
災害時における物資の輸送に関する協定書	(社)埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部
災害時における福祉用具等物資供給等の協力に関する協定書	日本福祉用具供給協会
災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書	埼玉県LPガス協会本庄支部
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉県土地家屋調査士会

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉県土地家屋調査士会
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	埼玉県立本庄特別支援学校
災害時の医療救護活動に関する協定書	本庄市児玉郡市医師会
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉県司法書士会
被災者生活再建支援金に係る事務の市町村受託	(公財) 都道府県センター

#### 民間団体等

名称	締結先
災害時における救援物資提供等に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合さいたまコープ
災害時の施設利用等に関する協定書	美里ロイヤルゴルフクラブ
災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書	株式会社ナック
自動販売機の設置に関する協定書	市川商店
災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	セッツカートン株式会社 Jパックス株式会社
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン
災害時における応急レンタル機材供給に関する協定書	コーエイ株式会社
災害時における無人航空機による協定活動に関する協定	株式会社技術開発コンサルタント
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 希望の里
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 美里会
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 友愛会
災害に係わる情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
災害時における停電復旧の連携等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社
特定接種の接種体制に関する覚書	千田医院
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	埼玉三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)
災害時における応急対策の協力に関する協定書	埼玉土建一般労働組合本庄支部
包括連携に関する協定書	郵便局

**資料22 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付（県社協）**

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得者
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

**資料23 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付（県社協）**

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅報法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

**資料24 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付（住宅金融公庫）**

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐・木造（耐久性） 1,460万円以下 ② 木造（一般） 1,400万円以下 ③ 土地取得費 970万円以下 ④ 整地費 380万円以下
利率	年2.0%（平成20年4月11日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その間、償還期間の延長可
その他	住宅金融公庫が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者

**資料25 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付（住宅金融公庫）**

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上であり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火 640万円以下 木造590万円以下 ② 引方移転費380万円以下 ③ 整地費380万円以下
利率	年2.0%（平成20年4月11日現在）
償還期間	20年以内（1年以内の据置期間を設けることができる）
その他	住宅金融公庫が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者

**資料26 災害弔慰金の支給（町）**

（災害弔慰金の支給）

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

**資料27 災害障害見舞金の支給（町）**

（災害障害見舞金）

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者250万円 ② ①以外の場合125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

**資料28 災害援護資金の貸付（町）**

（災害援護資金の貸付）

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。但し、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象となる被害	①療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ②家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③住居の半壊 " 170 (250) 万円 ④住居の全壊 " 250 (350) 万円 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥①と②が重複 " 250万円 ⑦①と③が重複 " 270 (350) 万円 ⑧①と④が重複 " 350万円 ※ ( ) は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3% ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

**資料29 経営安定化資金（災害復旧資金：県産業労働部）**

融資対象	県内の被災中小企業者であって次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	年1.4%以内（平成20年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保障人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

**資料30 天災融資法に基づく資金融資（県農林部）**

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営等に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（但し、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けた者

**資料31 農林漁業金融公庫災害復旧施設資金**

貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧－共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧－主務大臣指定施設) 農業漁業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等 (漁場復旧) 漁協、団体
貸付対象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧－共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧－主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧 (漁場復旧) 漁場設備施設等の復旧
貸付利率及び償還期間 (平成19年1月25日現在)	(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年（据置10年以内を含む）以内 (施設復旧－共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内 (施設復旧－主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年（据置3年以内を含む）以内 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内等 (漁場復旧) 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内（農地復旧を除く）
担保	保証人又は担保
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申込む

**資料32 農林漁業金融公庫・農業経営維持安定化資金（災害資金）**

期間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年1.25%～1.60%（平成18年11月22日現在）
貸付限度額	300万円以内（簿記記帳を行っているもの限り、特例を受けられる場合あり）
担保	保証人又は担保

**資料33 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資**

貸付の相手方	被害農業者
貸付対象	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな、蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
貸付機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

**資料34 農業災害補償（農業共済組合）**

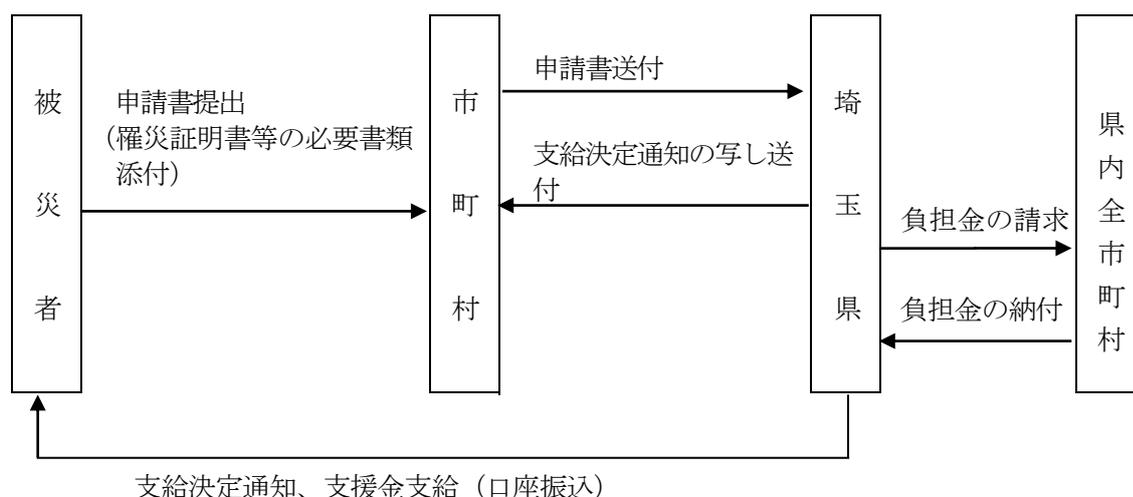
支払いの相手方	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（ばれいしょ、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

資料35 埼玉県・市町村被災者安心支援制度（概要）

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊、又は中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
支援金の額	支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	※ 中規模半壊の場合、基礎支援金なし。				
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	※ 中規模半壊の場合、加算支援金は1/2の額。 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ③ 損害割合20%台の半壊世帯には、半壊特別給付金を支給。住宅の再建方法が補修の場合は50万円、賃借（公営住宅を除く）の場合は25万円。（世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の額）				
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付				
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定				

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

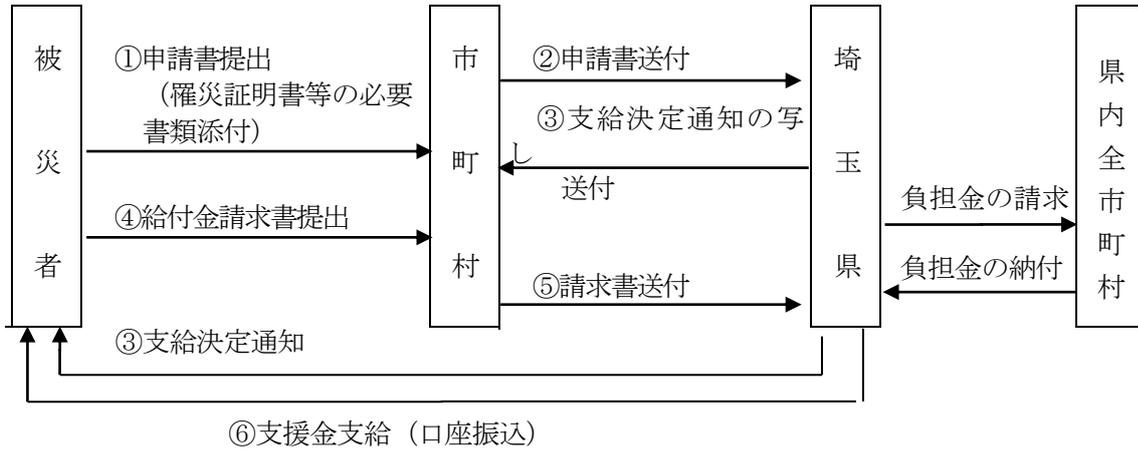


(2)埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>

県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定
---	---

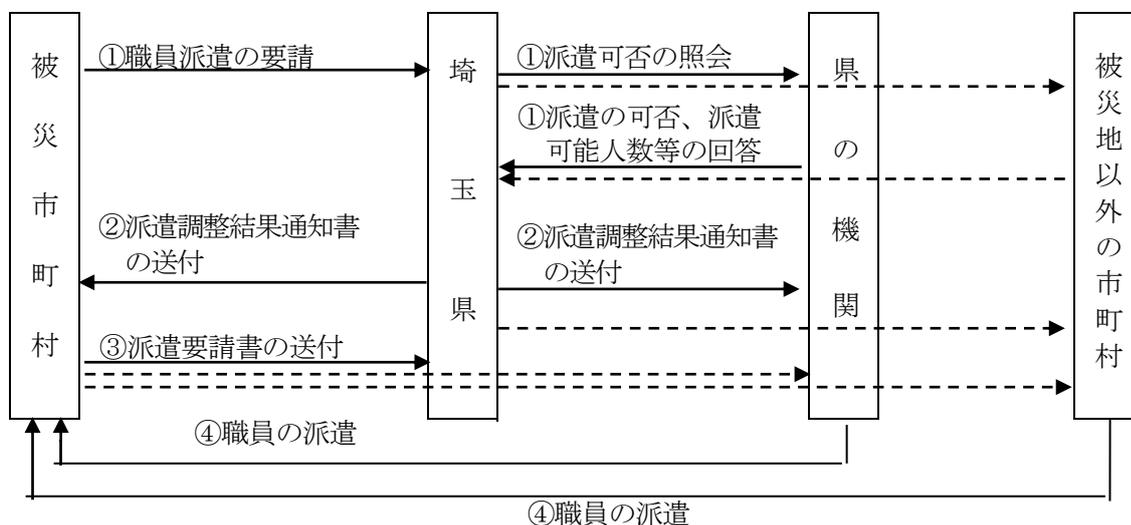
【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



(3) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目 的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対 象 災 害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応 援 内 容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



資料36 様式：発生速報

様式第1号

# 発 生 速 報

支部 市町村  
市町村消防本部

	日	時	分	受信	発信者	受信者
1 被害発生						
2 被害場所						
3 被害程度						
4 災害に対する 措 置						
5 その他必要 事 項						

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

資料37 様式：経過速報

様式第2号

# 経 過 速 報

支 部  
市町村

				発信者					受信者						
災害の種別								発生地域							
被害日時				自 月 日 至 月 日											
報告区分															
区 分				被 害				区 分				被 害			
人 的 被 害	死者		人					田 畑 被 害	田	流出・埋没		ha			
	行方不明者		人							冠水		ha			
	負 傷 者	重傷		人					畑	流出・埋没		ha			
		軽傷		人						冠水		ha			
住 家 被 害	全壊 (焼) (流失)		棟					道 路 被 害	決壊		箇所				
			世帯						冠水		箇所				
			人						そ の 他 被 害	文教施設		箇所			
	半壊 (焼)		棟							病院		箇所			
			世帯							橋りょう		箇所			
	一部破損		棟							河川		箇所			
			世帯							砂防		箇所			
			人							清掃施設		箇所			
	床上浸水		棟							崖くずれ		箇所			
			世帯							鉄道不通		箇所			
			人							被害船舶		隻			
	床下浸水		棟							水道		戸			
世帯							電話		回線						
人							電気		戸						
非 住 家 被 害	公共 建物	全壊(焼)		棟					り災世帯数		世帯				
		半壊(焼)		棟					り災者数		人				
	その他	全壊(焼)		棟					火 災 発 生	建物		件			
		半壊(焼)		棟						危険物		件			
										その他		件			

災害に対してとられた措置

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5) 避難命令・勧告の状況

市町村数	地区数
人 員	人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員	消防職員	名
	消防団員	名

イ 主な活動状況 (使用した機材を含む)

資料38 様式：被害状況調

様式第3号

被 害 状 況 調

所管課（市町村）名：

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道被害	決壊	箇所		
		世帯				冠水	箇所	
		人		その他の被害	文教施設	箇所		
	半壊	棟			病院	箇所		
		世帯			橋りょう	箇所		
		人			河川	箇所		
	一部破損	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
	床下浸水	棟		電話	回線			
		世帯		電気	戸			
		人		ガス	戸			
				ブロック塀等	箇所			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数	世帯			
		半壊(焼)	棟	り災者数	人			
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物			
		半壊(焼)	棟		危険物	件		
				その他	件			

区 分		被 害	市町村災害対策本部	名称			
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				月	日	時
公共土木施設	千円				月	日	時
その他の公共施設	千円				月	日	時
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体	設置市町村名 災害対策本部				
そ の 他	農産被害	千円		計	団体		
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円	災害救助法適用 市町村名				
			計	団体			
その他			消防職員出勤延人数	人			
被害総額			消防団員出勤延人数	人			
備    考	1 災害発生場所						
	2 災害発生日時						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難勧告・指示の状況）						

資料39 様式：災害救助被災者調査原票

災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名		住所		調査者氏名						
被害程度		全焼 %	全壊 %	流出 %	半焼 %	半壊 %	床上浸水 cm	床下浸水		
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学学校名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産
		男 女						重傷	軽傷	
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
	計	人				小学校 人 中学校 人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況	有 無	面積		m <sup>2</sup>	高さ		cm			
住家及び非住家の棟数及び所有別	住家	棟	自家	借家	非住家	棟	住民登録状況	有 無		
避難先	縁故先 所有地等				避難場所、所在地、名称等					
備考										

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること
  - イ 全壊、全焼、流出とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流出したものまたは、住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの
  - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造物被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は全壊、全焼、流出に含める。)
  - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達したものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
  - イ 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの。
  - ロ 軽傷とは、1カ月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

資料40 様式：救助の特例等申請様式

救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。
- (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、  
り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式2

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の  
実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみで  
は、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を  
引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1)-(2))
  - (1) 設置戸数の総数 戸
  - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流失世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊(焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式3

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、  
応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間  
の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り  
災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打ち切り自宅炊事に切換えることが極  
めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り  
災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難であり  
ますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式7

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式8

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式9

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り  
災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実  
情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であり、救出  
期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さ  
るよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1)-(2)) 戸  
(1) 修理戸数の総数 戸  
(2) 修理基準戸数 戸 (半壊(焼)世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊(焼)世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1)-(2)) 世帯
  - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
  - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊(焼)、流失世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヵ月間(先般承認を得た日の延長期間)ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、  
搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の  
延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、  
死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり  
処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

### 障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1)-(2)) 戸  
(1) 除去戸数の総数 戸  
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

### 障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要があり  
ますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇い上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長  
を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇い上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

美里町長

## ・緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
埼玉県知事 様		
住所 申請者 氏名		印
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記		
番号順に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備考		

・緊急通行車両の標章及び確認証明書

1. 標識



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2. 確認証明書

第	号		年	月	日
<b>緊急通行車両等確認証明書</b>					
埼玉県知事			印		
番号順に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用者	住所	( ) 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路		出発地		目的地	
備考					